



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
7月22日
号外(4)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 1

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第14号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。
令和2年7月22日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

第7条第7号を次のように改める。

(7) 新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当

第12条の3を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当)

第12条の3 新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当は、職員(第2号アにあっては、医師または看護師である者に限る。)が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の病原体を検索する作業

(2) 新型コロナウイルス感染症に感染した者または感染した疑いのある者(以下この条において「感染者等」という。)が入院している病棟その他病院事業庁長が指定する場所(以下この号において「病棟等」という。)において行う作業であって、次に掲げるもの

ア 新型コロナウイルス感染症の検体を採取する作業

イ 感染者等が使用した物を処理する作業

ウ 病棟等を運営するために必要な作業(1時間以上にわたるものに限る。)

エ 感染者等の移送その他の感染者等に接して行う作業

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業庁長がこれらに準ずると認める作業

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる作業 340円

(2) 前項第2号アに掲げる作業 4,000円

(3) 前項第2号(アを除く。)および同項第3号に掲げる作業 3,000円(同項第2号エおよび同項第3号に掲げる作業であって、感染者等の身体に接触し、または1時間以上にわたり感染者等に接して行われるものにあつては、4,000円)

付則

1 この規程は、令和2年7月22日から施行する。

2 この規程による改正後の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の規定は、令和2年2月1日から適用する。

